

青森県公共事業景観形成基準ガイドプラン



青森県

目 次

第1章 青森県公共事業景観形成基準	
1 青森県公共事業景観形成基準の構成	2
2 青森県公共事業景観形成基準	3
第1 趣旨	3
第2 運用方針	3
第3 共通事項	3
第4 事業別事項	5
第2章 青森県公共事業景観形成基準の解説	
1 活用の仕方	12
2 青森県公共事業景観形成基準の解説	13
第1 趣旨	13
第2 運用方針	13
第3 共通事項	14
1 基本的な事項	14
2 施設・設備に関する事項	16
3 その他	26
第4 事業別事項	29
1 道路	29
2 橋りょう	37
3 河川・水路	40
4 ダム	42
5 砂防・治山	44
6 港湾・漁港	46
7 海岸	48
8 公園・緑地	50
9 公共建築物	53
10 農地・森林	64
参考資料	
1 青森県景観条例及び同条例施行規則	66
2 青森県景観形成基本方針	78

第 1 章

第 1 章 青森県公共事業景観形成基準

1 青森県公共事業景観形成基準の構成

青森県公共事業景観形成基準は以下のような事項から構成されている。

第1 趣旨：青森県景観条例における位置づけに関する事項

第2 運用方針：公共事業景観形成基準の運用に関する事項

第3 共通事項

1 基本的な事項：景観形成に留意すべき基本的事項

2 施設・設備に関する事項：法面、擁壁、護岸等の公共事業に共通する行為に関する景観形成上留意すべき事項

3 その他：用地造成、緑の保全・緑化、維持管理等について留意すべき事項

第4 事業別事項：道路、橋りょう、河川・水路、ダム、砂防・治山、港湾・漁港、海岸、公園・緑地、公共建築物、農地・森林に関して景観形成上留意すべき事項

【平成9年2月18日制定】

第1 趣旨

この基準は、青森県景観条例（平成8年3月青森県条例第2号）第23条第1項の規定に基づき、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準を定めるものとする。

第2 運用方針

- (1) この基準の運用に当たっては、関係公共団体等との十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めるものとする。
- (2) この基準による景観形成のための配慮の程度については、事業の目的や施設の安全性・機能性に支障の生じない範囲で、先導的な景観形成の必要性、景観形成に及ぼす影響等を個々に勘案し判断するものとする。

第3 共通事項

1 基本的な事項

- (1) 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に努めること。
- (2) 景観形成の先導的役割を果たすよう努めるとともに、将来の維持管理について配慮すること。
- (3) 計画地の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の優れた景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望を妨げない箇所とするよう努めること。
- (4) 公共事業等の相互間の調和を図るよう努めること。
- (5) 計画地について、市町村が市町村景観形成基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう努めること。
- (6) 計画地について、景観形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう努めること。

2 施設・設備に関する事項

(1) 法面

現況の地形や周辺の既存植生を考慮した上で、可能な限り、緩やかなこう配の採用や緑化等により、周辺景観との調和に努めること。

(2) 擁壁

圧迫感を緩和するため、規模、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和に努めること。

(3) 護岸

形態、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和に努めるとともに、親水性の確保に配慮すること。

2 青森県公共事業景観形成基準

(4) 防護さく

形態、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、統一性に配慮すること。

(5) 舗装

伝統的町並み等を有する地域にあつては、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

(6) 展望広場等

計画地において、特に眺望の優れた箇所がある場合には、可能な限り、展望広場、ポケットパーク等の整備に努めるとともに、これらの施設自体が周辺の景観と調和するよう配慮すること。

(7) 標識・サイン類

- ① 形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。
- ② 可能な限り、設置数及び設置場所の適正化を図り、地域や沿線における統一性に配慮すること。

(8) 照明施設

- ① 形態、意匠、色彩、素材等の工夫により周辺景観との調和に努めるとともに、統一性に配慮すること。
- ② 施設をライトアップする場合には、過剰な光量とならないよう配慮すること。

(9) 雪対策施設

計画地が積雪地である場合は、防雪施設、たい雪スペース等の設置に配慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に努めること。

3 その他

(1) 用地造成

可能な限り現況の地形を生かし、周辺景観との調和に努めること。

(2) 緑の保全・緑化

- ① 計画地に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。
- ② 植栽に当たっては、自然的条件や周辺景観との調和を考慮し、可能な限り郷土種の使用に努めること。また、地域の特性を踏まえ、季節感や潤いをもたらす花木の活用にも配慮すること。

(3) 維持管理等

- ① 維持管理及び修繕に当たっては、形態、意匠、色彩及び素材が全体として周辺景観に調和するよう努めること。
- ② 樹木等については、長期にわたって美しい景観に生かすことができるよう適正な管理に努めること。

第 4 事業別事項

1 道路

(1) 路線の選定等

- ① 優れた景観を有する地域にあつては、その景観を損なわないような路線の選定を行うなど、周辺景観との調和に努めること。
- ② 路線計画に当たっては、良好な眺望が得られるよう、また、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努めること。

(2) トンネル、スノーシェッド等

出入口は、形態、意匠、素材等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めること。

(3) 高架橋・歩道橋

形態、意匠、素材及び色彩の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

(4) 交差点

信号機柱、標識、照明施設等については、可能な限り、整理統合を行い、周辺景観との調和に努めること。

(5) 歩道・自転車道

- ① 路面については、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。
- ② 必要に応じ、緑化、小広場の設置等により、潤いの場の創出に努めること。その際には、地域の特性又は統一性に配慮すること。

(6) 地下歩道等

上屋は、形態、意匠、色彩等の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、地下部においては、暗さや圧迫感を可能な限り和らげるよう配慮すること。

(7) 道路附属物・占用物

- ① 防護さく、照明施設、標識等は、形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、地域や沿線における統一性に配慮すること。
- ② 快適な市街地の景観を実現するため、可能な限り、電線類の地中化を図るよう努めること。

2 青森県公共事業景観形成基準

(8) 道路緑化

- ① 都市部の道路にあつては、可能な限り、連続した植樹帯や植樹ますを設けるとともに、その他の地域の道路にあつても沿道の緑を有効に活用した緑化に努めること。また、中央分離帯や交通島についても、可能な限り緑化するように努めること。
- ② 植樹に当たっては、樹木の配置や樹高を工夫することにより、沿線における統一性に配慮すること。

2 橋りょう

(1) 橋りょう本体

形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ造形的な美しさの創出に努めること。

(2) 親柱、高欄及び照明施設

橋りょう本体との調和に努めるとともに、形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺景観との調和に配慮すること。

(3) 橋詰

橋りょう本体や高欄等との調和に努めるとともに、必要に応じ小広場等を設置し、周辺景観の眺望の場としての整備に努めること。

3 河川・水路

(1) 護岸

第3の2の(3)に準じる。

(2) 堤防及び高水敷

地域の自然景観との調和に努めるとともに、可能な限り親水性の確保に配慮すること。

(3) その他の工作物

水辺の植生等に配慮し、形態、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

4 ダム

(1) ダム本体

形態等については、周辺の自然景観との調和に配慮すること。

(2) ダム湖周辺

- ① 可能な限り既存植生の保全や緑化を行うことにより、周辺景観との調和に努めること。
- ② 公園等の整備により、潤いの場の創出に努めること。その際には、可能な限り親水性や眺望に配慮すること。

5 砂防・治山

(1) 堰堤^{えんてい}

形態、素材等の工夫及び周囲の緑化により、周辺の自然景観との調和に努めること。

(2) 急傾斜地崩壊対策施設・山腹工施設

形態、素材等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めること。

6 港湾・漁港

(1) 防波堤、岸壁等

形態、意匠及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、可能な限り親水性の確保に配慮すること。

(2) 建築物・工作物

① 形態、意匠、色彩等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めるとともに、関連施設相互の調和にも配慮すること。

② 余裕地においては、緑化等を行い、潤いのある空間を創出するよう努めること。

7 海岸

(1) 堤防等

形態、意匠及び素材の工夫により、周辺の自然景観との調和に努めるとともに、親水性の確保に配慮すること。

(2) 海浜

自然海浜は、可能な限り保全に努めるとともに、海浜公園などの人工海浜を整備する場合は、周辺の自然景観との調和に努めること。

8 公園・緑地

(1) 施設

位置、形態、意匠、素材等の工夫により、園内や周辺の景観との調和に努めること。特に、休憩施設、遊具、園路等については、可能な限り地域性のある素材の活用に配慮すること。

(2) 駐車場・自転車置場

配置等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

(3) 緑の保全・緑化

第3の3の(2)に準じる。

2 青森県公共事業景観形成基準

9 公共建築物

(1) 建築物本体

① 位置、規模、形態及び意匠

- ア 地域のシンボルとなる山稜^{りょう}近傍地^{りょう}にあつては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模、形態及び意匠の工夫に努めること。
- イ 優れた自然景観を有する地域では、これと調和するよう、規模、形態及び意匠の工夫に努めること。
- ウ 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模、形態及び意匠とするとともに、高層の建築物にあつては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりのある空間を創出するよう努めること。
- エ 市街地にあつては、周辺の建築物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置、形態及び意匠とするよう努めること。
- オ 建築物が全体として、まとまりのある形態及び意匠とするよう努めること。

② 色彩

- ア 周辺景観と調和する色彩を用いるよう努めること。
- イ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

③ 素材

- ア 周辺景観と調和する素材を採用するよう努めること。
- イ 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう努めること。

(2) 敷地

- ① 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう努めること。特に、住宅地にあつては、敷地の周囲は生け垣等により緑化するよう努めること。
- ② 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。

(3) その他

- ① 建築物本体は、周辺景観との調和に配慮しながら、必要に応じ地域のシンボルとなるよう努めること。
- ② 一つの敷地に複数の建築物や工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に努めること。
- ③ 敷地内は、必要に応じ彫刻、モニュメント等を設置し、魅力的な空間の創出に努めること。
- ④ 敷地内は、可能な限り電線類の地中化に努めること。
- ⑤ 建築物の撤去後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれないよう配慮すること。
- ⑥ 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられるような景観の形成に努めること。

10 農地・森林

農地の整備に当たっては、自然環境に十分留意するとともに、潤いがあり四季を映す田園景観の形成に努めること。また、森林における施業に当たっては、森林景観の連続性を損なわないよう努めること。

第 2 章

第 2 章 青森県公共事業景観形成基準の解説

1 活用の仕方

本ガイドプランは、次のように活用してください。

●「解説」又は「考え方」で、計画している施設等の景観上の特徴を把握する。

●計画地及びその周辺の地域の特性を把握する。

→地域別景観特性ガイドプランを参照

●共通事項や事業別事項によって計画・実施しようとしている施設の景観形成の方向を整理する。なお、景観の形成手法は極めて多様であり、このガイドプランに集録しきれない部分も相当数あるため、ガイドプランをヒントとして活用し、事業毎に様々なアプローチを総合的に検討することが望まれる。

■共通事項

共通事項の項目名を示しています

公共事業景観形成基準を示しています

基準が必要とされる理由及び考え方を示しています

(2) 舗装

【解説】
近辺を緩和するため、舗装、高低及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和に努めること。

【解説】
舗装は、色・質感・凹凸等の多岐にわたる目立ちやすく、長大なものは強い圧迫感を与えます。このため、高さや凹凸の緩和を施すなどして周辺景観との調和を図る必要があります。

【配慮事項】

- 色を揃え、景観が生みやすいように計画する。
- 高さを抑える。
- 周辺景観と調和した素材及び素材とする。
- 木造瓦葺・緑化ブロックや植栽等の設置・自然素材等の使用も有効である。

● 緑化により緑化する。



緑化植草の活用により、圧迫感を和らげている

緑化ブロックにより周辺景観との調和を図っている

緑石舗装により自然景観との調和を図っている

代表的な具体的配慮事項を示しています

基準や配慮事項に関する景観形成事例を写真等で示しています

■事業別事項

事業別事項の項目名を示しています

各項目の景観形成の考え方を示しています

各項目の細項目を示しています

公共事業景観形成基準を示しています

1 道路

【考え方】
道路は、最も基本的な公共施設として、街の顔であり、街のあり方を定めており、道路に広がる歩道、自転車道、歩道、自転車道、歩道等の役割を担うとともに大気環境や景観にも影響を及ぼしていること、その役割を担うこと、その役割に当たっては、沿道地域の特性を踏まえ、周辺景観との調和に配慮して進める必要があります。

(1) 路線の決定等

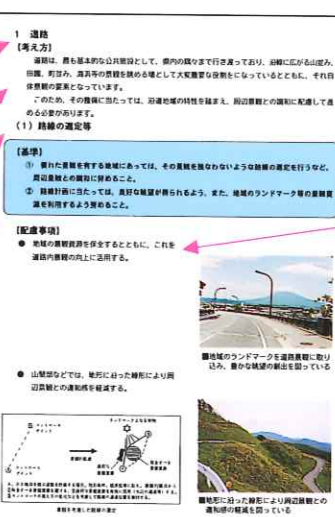
【基準】

- ① 優れた景観を有する地域においては、その景観を損なわないよう路線の決定を行うなど、周辺景観との調和に努めること。
- ② 路線計画に当たっては、良好な景観が創られるよう、また、地域のランドマーク等の景観資源を有効に活用するよう努めること。

【配慮事項】

- 地域の景観資源を保全するとともに、これを沿道内景観の向上に活用する。

● 山部などでは、地形に合った形状により周辺景観との調和を図る。



地域のランドマークを道路景観に取り込み、豊かな景観の創出を図っている

地形に沿った形状により周辺景観との調和を図っている

代表的な具体的配慮事項を示しています

基準や配慮事項に関する景観形成事例を写真等で示しています

2 青森県公共事業景観形成基準の解説

第1 趣旨 ・ 第2 運用方針

青森県公共事業景観形成基準の解説

第1 趣旨

この基準は、青森県景観条例（平成8年3月青森県条例第2号）第23条第1項の規定に基づき、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準を定めるものとする。

【解説】

公共の道路、橋、建築物等は、不特定多数の人の目に触れるものであるとともに、大規模なものや地域の景観の骨格を形成する基盤となるものが多く、県土の景観を形成する重要な要素です。

このため、青森県景観条例に基づき、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準を定めたものです。

第2 運用方針

(1) この基準の運用に当たっては、関係公共団体等との十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めるものとする。

【解説】

景観は様々な要素で構成され、様々な主体による事業が関係して形成されます。

このため、優れた景観を形成するためには、国や県、市町村等の公共団体相互の調整が必要であり、これらの関係公共団体等が基準を共通に認識し、十分な連携のもとに、景観形成を進める必要があります。

(2) この基準による景観形成のための配慮の程度については、事業の目的や施設の安全性・機能性に支障の生じない範囲で、先導的な景観形成の必要性、景観形成に及ぼす影響等を個々に勘案し判断するものとする。

【解説】

景観形成への配慮は、公共事業本来の目的や、その結果できる施設の安全性、機能性に悪影響を与えないことが大前提となります。

また、一概に公共事業といっても、大規模なものや小規模なもの、目立ちやすい場所で行われるものとそうでないものでは、周辺景観に与える影響の度合いも変わっていきます。

このため、個々の事業ごとに、これらの条件を勘案して、どの程度景観形成に配慮していくのかを判断していく必要があります。

第3 共通事項

1 基本的な事項

【基準】

(1) 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に努めること。

【解説】

地域の特性に根差した景観は、住民の地域に対する共感や愛着を育み、意識を糾合するシンボルとなります。

青森県は、緑豊かな山脈（やまなみ）、清らかな水のある川や湖、変化に富んだ海岸線などの美しい自然や多くの歴史的・文化的遺産に恵まれており、これらが織り成す景観との調和を心掛けて景観形成を進めていくことが大切です。このため、地域の景観を特徴づけている特性を把握し、これを尊重して公共事業を計画し、周辺景観と調和した魅力ある景観形成を図ることが必要です。

【基準】

(2) 景観形成の先導的役割を果たすよう努めるとともに、将来の維持管理について配慮すること。

【解説】

公共の道路、橋、建築物等は、地域の景観の骨格を形成する基盤となるものが多く、県民、事業者の景観形成への意識を大きく左右するものです。公共事業を行うに際しては、このことを十分認識し、県土の景観形成の先導的役割を果たすよう努める必要があります。

また、長期にわたって良好な景観を維持するためには、適正な維持管理が不可欠です。

【基準】

(3) 計画地の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の優れた景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望を妨げない箇所とするよう努めること。

【解説】

優れた自然、歴史的・文化的遺産等の景観を有する地域や、「ふるさと眺望点」などの主要な視点場から眺望される優れた景観を有する地域では、このような景観を乱さないよう慎重な配慮が必要です。

このため、計画されている公共事業が周辺景観に与える影響を考慮し、これらの優れた景観を損ね、主要な視点場からの眺望を妨げたりすることのないよう計画地を選定することが必要です。

【基準】

(4) 公共事業等の相互間の調和を図るよう努めること。

【解説】

複数の事業等が隣接して実施される場合には、相互に調整を行うことにより、一体的なまとまりのある景観形成を図る必要があります。

【基準】

(5) 計画地について、市町村が市町村景観形成基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう努めること。

【解説】

市町村が地域の特性を生かし、独自に景観形成施策を展開している場合には、これを踏まえて、公共事業を計画することが必要です。

このことにより、地域に根差した景観形成を図ることが可能となります。

【基準】

(6) 計画地について、景観形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう努めること。

【解説】

地域住民が景観形成に関する協定を定めるなど、地域に根差した取組を展開している場合には、これを尊重して、公共事業を計画することが必要です。

このことにより、地域に根差した景観形成を図ることが可能となります。

第3 共通事項

2 施設・設備に関する事項

(1) 法面

【基準】

現況の地形や周辺の既存植生を考慮した上で、可能な限り、緩やかなこう配の採用や緑化等により、周辺景観との調和に努めること。

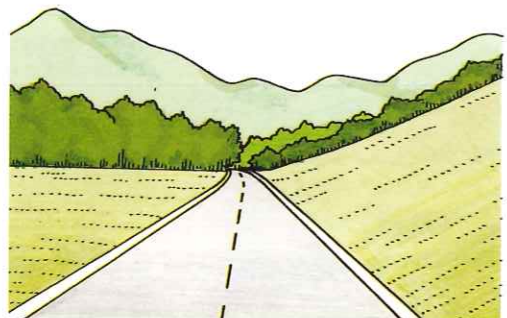
【解説】

法面は、自然景観を背景とし、規模が大きく連続的に存在することが多いため、視覚的に認識されやすく圧迫感を与えることがあります。

このため、緩やかなこう配としたり緑化を施すなどして、周辺景観との調和を図る必要があります。

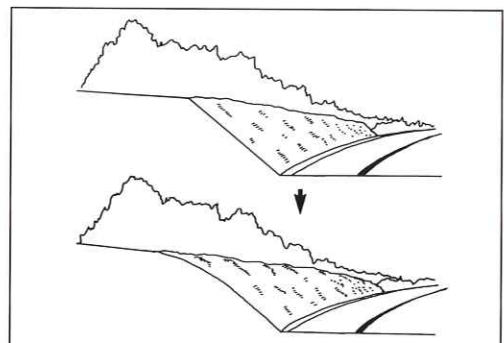
【配慮事項】

- 緩やかなこう配を採用する。



■緩こう配の法面とし、圧迫感の軽減を図る

- 周辺の地形との連続性を確保するためには、ラウンディングも有効である。



■切土部をラウンディングさせ、周辺の地形になじませる

法面

擁壁

護岸

防護さく

舗装

展望広場等

標識
サイン類

照明施設

雪対策施設

その他

- 緑化により表面処理を行う。



■法面の緑化により緑の連続性の確保を図っている

- できる限り郷土種等を用いる。



■法面に低木（つつじ）と草花を植栽している

- 法枠工を採用する場合にも緑化を行う。



■急なこう配の法面においても緑化が行われている



■枠内の緑化により、周辺との調和を図っている

法面
擁壁
護岸
防護さく
舗装
展望広場等
標識 サイン類
照明施設
雪対策施設
その他

第3 共通事項

(2) 擁壁

【基準】

圧迫感を緩和するため、規模、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和に努めること。

【解説】

擁壁は、急こう配で無気質なものが多いため目立ちやすく、長大なものは強い圧迫感を与えます。このため、高さを抑えたり緑化を施すなどして周辺景観との調和を図る必要があります。

【配慮事項】

- できる限り、擁壁が生じないように計画する。
- 高さを抑える。
- 周辺景観と調和した意匠及び素材とする。
 - ・ 表面処理・緑化ブロックや植樹帯の設置・自然素材等の使用も有効である。



■化粧型枠の使用により、圧迫感を和らげている



■緑化ブロックにより周辺景観との調和を図っている



■石積擁壁により自然景観との調和を図っている

- 緑化により修景する。

(3) 護岸

【基準】

形態、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和に努めるとともに、親水性の確保に配慮すること。

【解説】

護岸は、水辺に設置される構造物であり異質な印象を与えやすいため、形態等の工夫により周辺景観との調和を図る必要があります。また、潤いのある水辺の景観を実現するためには、親水性を確保する必要があります。

【配慮事項】

- 周辺景観と調和した形態、意匠等とする。
 - ・ 自然石等の活用も有効である。
 - ・ 階段護岸の採用により親水性を確保することができる。



■ 自然石の採用により自然景観との調和を図っている



■ 階段護岸の採用により、親水性を確保している

- 緑化を施す。



■ 護岸上部の緑化により、潤いのある水辺空間を創出している

法面
擁壁
護岸
防護さく
舗装
展望広場等
標識 サイン類
照明施設
雪対策施設
その他

第3 共通事項

(4) 防護さく

【基準】

形態、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、統一性に配慮すること。

【解説】

防護さくは、道路、護岸等からの転落防止や歩車道の分離等、安全性の確保のみに重点が置かれる場合には、背景の景観に違和感を生じさせることがあります。

このため、安全性を確保したうえで形態等を工夫し、周辺景観との調和を図る必要があります。また、形態等を統一し、まとまりのある景観とすることも必要です。

【配慮事項】

- シンプルなデザインや低彩度の色彩を採用する。
- 山間部や景勝地等では、周辺の自然景観となじみやすい形態、素材等とする。
 - ・ 木材や石材等の自然素材の使用も有効である。
- 海岸や湖岸の道路、展望広場等眺望の開けている場所では、その妨げとならぬよう形態等に配慮する。



■ デザインと色彩の工夫により背景と調和させている



■ 木材を使用し周辺の自然景観との調和を図っている



■ ガードロープにより眺望を阻害しないよう配慮している

(5) 舗装

【基準】

伝統的町並み等を有する地域にあっては、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

【解説】

舗装面も景観を構成する重要な要素であり、歴史的な町並みや、商店街、公園内の園路など、特に景観上の配慮が必要な場所では、意匠、色彩等を工夫し、周辺景観との調和を図り、町並みの一体感、にぎわいなどを演出することが望まれます。

【配慮事項】

- 地域特性を踏まえた意匠、色彩、素材とする。
 - ・カラーアスファルトやインターロッキングブロック等の採用も検討する。
- 歴史的な町並み等を有する地域においては、自然素材等の活用や落ち着いた色彩の採用に努める。
- 公園、緑地等の中では、自然に調和した素材、色彩等とする。



■ブロック舗装のデザインを工夫し、潤いのある空間を創出している



■歩道に自然石を用いた素材を採用し、歴史的町並みとの調和を図っている



■公園において素材、色彩の工夫により落ち着いた景観の創出を図っている

法面
擁壁
護岸
防護さく
舗装
展望広場等
標識サイン類
照明施設
雪対策施設
その他

第3 共通事項

(6) 展望広場等

【基準】

計画地において、特に眺望の優れた箇所がある場合には、可能な限り、展望広場、ポケットパーク等の整備に努めるとともに、これらの施設自体が周辺の景観と調和するよう配慮すること。

【解説】

県民に地域の景観への意識、愛着を育むためには、優れた景観を眺める機会を数多く作ることが大切です。

このため、公共事業の計画地内に眺望の優れた箇所がある場合には、できる限り、展望広場、ポケットパーク等として整備し、県民に利用してもらう必要があります。

【配慮事項】

- 県土の良好な眺望が得られる場所は、展望広場として整備する。
- 眺望のための施設を整備する場合は、それ自体周辺景観と調和するよう形態、意匠、色彩、素材等に配慮する。



■ゆとりの駐車帯の整備により、展望広場を確保している



■展望施設自体のデザインの工夫により、周辺との調和が図られている



■歴史的建造物が利用され自然景観と調和している

(7) 標識・サイン類

【基準】

- ① 形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。
- ② 可能な限り、設置数及び設置場所の適正化を図り、地域や沿線における統一性に配慮すること。

【解説】

標識・サイン類は、情報伝達のものですが、大きく派手すぎたり無秩序に乱立している場合には、稜線やランドマークへの眺望を妨げたり雑然とした印象を与えるなど、景観を阻害する要因となります。

このため、設置する位置、形態、意匠、色彩等の工夫や設置数の適正化やデザインの統一等により周辺景観との調和を図る必要があります。

【配慮事項】

- できる限り、地域の特性を表現するよう形態、素材等を工夫する。
 - ・歴史的な町並みを有する地域においては自然素材等の活用も有効である。
- 支柱はできる限り、シンプルな目立たないデザイン、色彩を用いる。
- 標識・サイン類設置の際は、できる限り数を少なくし共架にする。
- 地域特性を表現する形態、意匠、素材及び色彩を工夫し、同一地域、沿線での統一性に配慮する。



■共架により景観上の煩雑さの軽減を図っている



■デザインを工夫し歴史的町並みと調和させている



■素材を工夫し、自然景観と調和させている

法面
擁壁
護岸
防護さく
舗装
展望広場等
標識 サイン類
照明施設
雪対策施設
その他

第3 共通事項

(8) 照明施設

【基準】

- ① 形態、意匠、色彩、素材等の工夫により周辺景観との調和に努めるとともに、統一性に配慮すること。
- ② 施設をライトアップする場合には、過剰な光量とならないよう配慮すること。

【解説】

照明施設は、日中においては施設そのものが景観上の重要な要素であり、地域や場所の特性と無関係にデザインしたり様々な形態等のものを混在させると、景観を損ねまとまりのない印象を与えることとなります。

また、夜間においては適度なライトアップにより、景観にアクセントを与えることができる一方、過剰な照明はかえって景観を阻害することにもつながります。

このため、形態等の工夫により、周辺景観との調和や統一性を図るとともに、夜間における光量にも配慮する必要があります。

【配慮事項】

- 必要に応じ、地域の特性を踏まえた形態、意匠等とする。
- 同一地域や同一沿線内での統一性に配慮する。



■ 地域特性を踏まえたデザインとし、また周辺景観の調和にも配慮している

- 適切なライトアップにより地域のシンボルとしての象徴性を強調し、夜間独自の景観形成を図る。



■ 適度なライトアップにより、景観にアクセントを与えている

(9) 雪対策施設

【基準】

計画地が積雪地である場合は、防雪施設、たい雪スペース等の設置に配慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に努めること。

【解説】

雪の多い青森県にとって、雪対策は必要不可欠なものです。

このため、必要に応じ、防雪施設等の設置を考慮するとともに、その際には、周辺景観にも配慮して施設本体と一体化したデザインとすることが望まれます。

なお、これらの防雪施設が積雪期以外において、周辺景観に違和感を与えないことも必要となります。

【配慮事項】

- 建築物等と雪対策施設の一体的整備を行う。

- 冬季以外においても、周辺景観との調和を阻害しない形態等とする。

- たい雪スペースや消融雪施設を設置する。



■防雪通路が建物本体と一体的なデザインとなっている



■収納式防雪柵の設置により、景観資源への眺望の保全を図っている



■雪崩防止工のデザインの工夫により、冬期以外における周辺景観との調和を図っている

法面
擁壁
護岸
防護さく
舗装
展望広場等
標識 サイン類
照明施設
雪対策施設
その他

第3 共通事項

3 その他

(1) 用地造成

【基準】

可能な限り現況の地形を生かし、周辺景観との調和に努めること。

【解説】

用地造成により、現況の地形が大きく変化する場合は、法面や擁壁が周辺景観との間に不調和を来すことがあります。

このため、現況の地形をできる限り生かし違和感を軽減する必要があります。

【配慮事項】

- 主要な視点場からの眺望に配慮し、できる限り周辺景観との調和を乱さない位置とする。
- 現地形をできる限り生かす。
- 自然地域にあっては、用地周囲に自然を残す。
- 法面、擁壁の高さをできる限り低くするとともに緑化する。



■用地の周囲の樹林を残し、周辺景観との調和を図っている



■地形を分節化し、擁壁の高さを低くすることにより、周辺景観との不調和の軽減を図っている



■法面を緑化することにより、周辺景観との不調和の軽減を図っている

(2) 緑の保全・緑化

【基準】

- ① 計画地に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。
- ② 植栽に当たっては、自然的条件や周辺景観との調和を考慮し、可能な限り郷土種の使用に努めること。また、地域の特性を踏まえ、季節感や潤いをもたらす花木の活用にも配慮すること。

【解説】

緑は、青森県の景観の重要な要素であり、人々の安らぎや潤いを与えてくれるものです。

しかし、ともすると開発により容易に失われてしまうことがあるため、優れた樹木は、保全や移植するよう努める必要があります。また、地域の景観を特徴づけるものであることから、植栽に当たっては、その植樹等にも配慮することが必要です。

【配慮事項】

- 地域のシンボルとなるような樹木は保全する。
- 郷土種を積極的に活用する。
- 市町村のシンボルである樹木等を活用することも考えられる。
- 環境に応じた適正な樹種等を選択する。
- 季節感や潤いをもたらす花木を活用する。



■ 既存の高木を保存することでランドマークとしている



■ 沿道の樹木を保全し、落ち着いた景観の創出を図っている



■ 樹種等の工夫により季節感に富んだ演出を図っている

法面
擁壁
護岸
防護さく
舗装
展望広場等
標識 サイン類
照明施設
雪対策施設
その他

第3 共通事項

(3) 維持管理等

【基準】

- ① 維持管理及び修繕に当たっては、形態、意匠、色彩及び素材が全体として周辺景観に調和するよう努めること。
- ② 樹木等については、長期にわたって美しい景観に生かすことができるよう適正な管理に努めること。

【解説】

公共施設は、年月の経過により老朽化や破損が進んでいきます。

このため、適正な維持管理等を施すこととなりますが（1 基本的な事項 参照）、その際にも周辺景観と調和するように努める必要があります。

また、樹木や草花も長期間の修景に生かすためには、枯れたり雑然とならないよう手入れしていくことが必要です。

【配慮事項】

- 維持管理が容易に行われるような形態、素材等を採用する。
- 素材、色彩等の統一性を阻害しないよう配慮する。
- 街路樹の枝打ち等を行う。
 - ・冬期の雪囲いや夏期の雑草の処理等についても適正に行うよう努める。
- 地域の自主的な維持管理活動の育成・支援に努める。



■可動式の防護柵を採用し、除雪作業に配慮している



■定期的に街路樹の枝打ちを行うことで良好な景観を維持させている



■雪囲いにより樹木の保護を行っている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

1 道路

【考え方】

道路は、最も基本的な公共施設として、県内の隅々まで行き渡っており、沿線に広がる山並み、田園、町並み、海浜等の景観を眺める場として大変重要な役割を担っているとともに、それ自体景観の要素となっています。

このため、その整備に当たっては、沿道地域の特性を踏まえ、周辺景観との調和に配慮して進める必要があります。

(1) 路線の選定等

【基準】

- ① 優れた景観を有する地域にあっては、その景観を損なわないような路線の選定を行うなど、周辺景観との調和に努めること。
- ② 路線計画に当たっては、良好な眺望が得られるよう、また、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努めること。

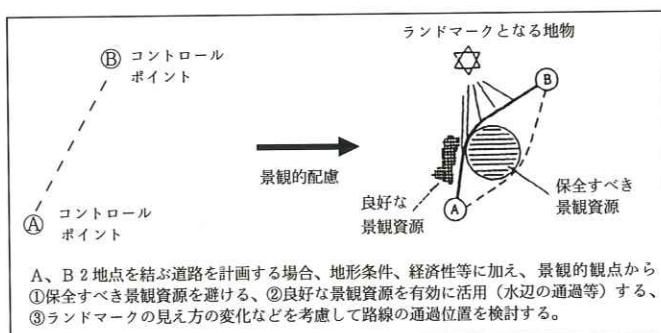
【配慮事項】

- 地域の景観資源を保全するとともに、これを道路内景観の向上に活用する。



■地域のランドマークを道路景観に取り込み、豊かな眺望の創出を図っている

- 山間部などでは、地形に沿った線形により周辺景観との違和感を軽減する。



景観を考慮した路線の選定



■地形に沿った線形により周辺景観との違和感の軽減を図っている

第4 事業別事項

(2) トンネル、スノーシェッド等

【基準】

出入口は、形態、意匠、素材等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 出入口の壁面部分は、小さな形式とするなど、できる限り目立たないようにする。
- 出入口部周辺は、既存の植生に配慮した緑化を行う。



■ 壁面の表面を自然石に似せた素材とし、自然景観との調和を図っている。



■ 柔らかい形状の坑門形式を採用し、圧迫感の軽減を図っている



■ 出入口部を緑化し、周辺景観との調和を図っている

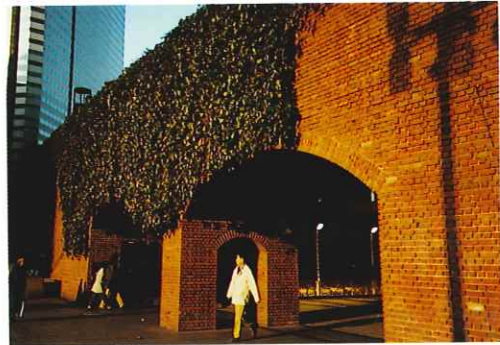
(3) 高架橋・歩道橋

【基準】

形態、意匠、素材及び色彩の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 形態等を工夫し、圧迫感をできるだけ軽減する。



■形態等の工夫や緑化によって広場との一体性に配慮し、圧迫感の軽減を図っている

- 高架下に植樹等を行う。



■高架下の緑化により、沿道への景観的な影響を緩和している

- 地域の特性に応じた形態、意匠等とする。
 - ・歩道橋にあっては、必要に応じ快適な歩行者空間の創造に努める。



■地域の特性を生かしたデザインにより、表情豊かな景観を創出している

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

道路

橋りょう

河川・水路

ダム

砂防・治山

港湾・漁港

海岸

公園・緑地

公共建築物

農地・森林

(4) 交差点

【基準】

信号機柱、標識、照明施設等については、可能な限り、整理統合を行い、周辺景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 標識等は、できる限り共架し、景観上の煩雑さを軽減する。



■信号、標識等の支柱を共有化し統合することで煩雑さが軽減する



■信号、照明施設等の支柱を共有化し、かつ色彩の工夫により、周辺景観と調和させている

(5) 歩道・自転車道

【基準】

- ① 路面については、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。
- ② 必要に応じ、緑化、小広場の設置等により、潤いの場の創出に努めること。その際には、地域の特性又は統一性に配慮すること。

【配慮事項】

- 地域の特性を生かした色彩、素材等を採用する。
 - ・ 自然地域にあっては、自然素材等の使用も有効である。
- 舗装や沿道空間との調和や同一沿線における統一性に配慮しながら小広場を設ける。
- 都市の顔となる道路では、緑化、モニュメントの設置などを行う。



■ 緑化やモニュメントの設置により、にぎやかな景観の創出を図っている



■ 舗装端に自然石を活用し、かつ舗装材を工夫することによって、自然景観と調和させている



■ デザインの工夫により、車道と区分させ、一体的な景観の創出を図っている



■ 小広場に休憩施設を設け、かつ緑化にも配慮して、潤いの場の創出を図っている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

(8) 道路緑化

【基準】

- ① 都市部の道路にあっては、可能な限り、連続した植樹帯や植樹ますを設けるとともに、その他の地域の道路にあっては沿道の緑を有効に活用した緑化に努めること。また、中央分離帯や交通島についても、可能な限り緑化するように努めること。
- ② 植樹に当たっては、樹木の配置や樹高を工夫することにより、沿線における統一性に配慮すること。

【配慮事項】

- それぞれの場所に適した緑化を行う。
 - ・道路計画、沿道条件から植栽に求められる機能に応じて植栽地の配置、樹種を検討する。
- 沿線における統一性に配慮する。



■植樹等により中央分離帯の緑化を図っている



■両側の歩道、中央分離帯に植栽帯を設けるとともに、樹木の配置や樹高を統一し、整然とした印象を醸し出している



■交通島の緑化により、潤いのある空間を創出している

道路

橋りょう

河川・水路

ダム

砂防・治山

港湾・漁港

海岸

公園・緑地

公共建築物

農地・森林

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

2 橋りょう

【考え方】

橋りょうは、それ自体が地域の象徴となり得るものであり、また、周辺景観の眺望点としても重要な施設になります。

このため、その整備に当たっては、地域の歴史や文化を踏まえながら、水や緑、周囲の山並み、町並み等と調和のとれたものとするとともに、眺望点としての機能にも配慮する必要があります。

(1) 橋りょう本体

【基準】

形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ造形的な美しさの創出に努めること。

【配慮事項】

- 周辺景観となじむデザインとする。
- 必要に応じ、地域の特性や象徴性を表現し、ランドマークとしての機能を果たせるよう努める。
- 視点場としての機能も考慮し、橋りょうからの眺望が楽しめるよう配慮する。



■桁の色彩を低明度・低彩度とし、自然景観との調和を図っている



■橋上に小広場を設け、眺望点としての機能の創出を図っている



■主塔を斜めにしたデザインにより、地域のランドマークが形成されている

第4 事業別事項

(2) 親柱、高欄及び照明施設

【基準】

橋りょう本体との調和に努めるとともに、形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺景観との調和に配慮すること。

【配慮事項】

- 橋りょう本体と調和のとれた一体感のあるデザインにする。



■素材、色彩の工夫により、全体的なまとまりを図っている

- 地域の歴史性、文化性を生かす。
 - ・地域のランドマークとなる橋りょうの親柱については、地域特性を生かした形態等に配慮する。



■親柱、高欄、照明施設のデザインを工夫し、歴史的町並みとの調和に配慮している



■親柱、高欄、照明施設のデザインが調和されている

(3) 橋詰

【基準】

橋りょう本体や高欄等との調和に努めるとともに、必要に応じ小広場等を設置し、周辺景観の眺望の場としての整備に努めること。

【配慮事項】

- 高欄、親柱、橋上の舗装等と一体的なデザインとする。
- 河川が地域の代表的な景観を形成している場所や橋からの眺めが美しい所では、眺望の場として小広場を設ける。

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林



■デザインの工夫により、橋りょう部と道路部の調和を図っている



■橋詰に広場を設け、歩行者空間のゆとりを確保している



■小広場の設置により、眺望の場を確保している

第4 事業別事項

3 河川・水路

【考え方】

河川・水路は、古くから地域の人々との生活に密接に関わり、身近なオープンスペースとして潤いを与え、地域の景観を構成する重要な要素となっています。

このため、その整備に当たっては、地域の特性を生かすとともに、親水性の確保に配慮し、人々に親しまれる景観を形成していく必要があります。

(1) 護岸

【基準】（第3の2の(3)に準じる。）

形態、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和に努めるとともに、親水性の確保に配慮すること。

【配慮事項】

- 周辺景観と調和した形態、意匠等とする。
 - ・ 自然素材等の活用も検討する。
- 緑化を施し周辺の自然景観との調和を図る。
- 階段護岸等により親水性を確保する。



■ 自然石の採用により、周辺景観との調和が図られている



■ 階段護岸の採用により、親水性を確保している



■ 化粧型枠による表面処理を施し、周辺との調和に配慮している

(2) 堤防及び高水敷

【基準】

地域の自然景観との調和に努めるとともに、可能な限り親水性の確保に配慮すること。

【配慮事項】

- できる限り緑化し、周辺の自然景観との一体感を形成する。



■ 護岸に自然石を用い、かつ堤防を緑化することにより、自然景観との調和が図られている

- 潤いのある空間形成のため、親水施設や緑地、広場等を整備する。



■ 堤防上に小広場を設け、潤いのある空間を創出している

(3) その他の工作物

【基準】

水辺の植生等に配慮し、形態、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 取水堰等は、デザインを工夫し、自然景観との違和感を軽減する。
- 施設の周辺には、水辺の植生に配慮した緑化を施す。



■ デザインの工夫により、周辺景観との調和を図っている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

4 ダム

【考え方】

ダムは、自然の中に設置される大規模な人工構造物であることから、周辺の自然景観に大きな影響を及ぼすこととなります。

このため、ダム本体やダム湖周辺について、周辺の自然景観との調和に十分配慮する必要があります。また、ダム建設に伴って生じる貯水池内敷地や工事跡地等は、豊富な自然に囲まれた空間となる場合が多いことから、眺望や親水性にも配慮して、公園、レクリエーション施設等の整備を行うことも望まれます。

(1) ダム本体

【基準】

形態等については、周辺の自然景観との調和に配慮すること。

【配慮事項】

- 異質感をできる限り軽減するような形態等とする。
- 自然の風合いを持たせるため、表面処理を工夫する。
 - ・ 自然素材等の活用も有効である。



■ダム本体が周辺景観と調和した形態となっている



■ダム本体や高欄、照明施設についてデザインの工夫をしている

道路

橋りょう

河川・水路

ダム

砂防・治山

港湾・漁港

海岸

公園・緑地

公共建築物

農地・森林

(2) ダム湖周辺

【基準】

- ① 可能な限り既存植生の保全や緑化を行うことにより、周辺景観との調和に努めること。
- ② 公園等の整備により、潤いの場の創出に努めること。その際には、可能な限り親水性や眺望に配慮すること。

【配慮事項】

- 工事により緑が失われた部分も含め、できる限り周囲を緑化する。
- 周辺には、公園やレクリエーション施設を整備する。
 - ・ 親水施設、眺望園地の整備に努める。



■ダム湖周辺に眺望空間が整備され、同時に緑化が施されている



■ダム湖周辺に小公園を整備し、潤いのある景観の創出を図っている



■親水空間の確保により、潤いの場を創出している

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

道路

橋りょう

河川・水路

ダム

砂防・治山

港湾・漁港

海岸

公園・緑地

公共建築物

農地・森林

5 砂防・治山

【考え方】

砂防・治山施設として設けられる堰堤^{えんてい}は、自然の中で突出したイメージをもたらし、また、急傾斜地崩壊対策施設・山腹工施設は、山肌に直接設置され、自然景観との連続性を損ないます。

このため、堰堤^{えんてい}、急傾斜地崩壊対策施設・山腹工施設については、周囲の自然景観との調和に配慮する必要があります。

(1) 堰堤^{えんてい}

【基準】

形態、素材等の工夫及び周囲の緑化により、周辺の自然景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 形態等の工夫や緑化により、自然の中での違和感を軽減する。
- 自然の風合いを持たせるよう表面処理を工夫する。
 - ・ 自然素材等の活用も有効である。
- 化粧型枠の採用などにより、表面にリズムや変化をつける。



■ 周囲の緑化と表面処理により、周辺の自然景観と調和させている



■ 堰堤^{えんてい}に続く流路工に自然素材を用い、周囲の自然景観との調和を図っている

(2) 急傾斜地崩壊対策施設・山腹工施設

【基準】

形態、素材等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 形態、素材等の工夫により、違和感を和らげる。
 - ・化粧型枠や自然石張等の使用も有効である。
- できる限り緑化する。
 - ・法枠工を採用する場合は枠内の緑化に努める。



■既存の樹木を残している



■コンクリート法枠の中を緑化し、周辺景観との調和を図っている



■法面を緑化し、周辺の緑の保全に配慮している

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

7 海岸

【考え方】

三方を海で囲まれている青森県は、多彩な海岸線を有しており、海岸は本県の景観を特徴づける重要な景観資源の一つとなっています。

このため、堤防等は、自然景観との連続性を乱さないよう配慮するとともに、自然海浜は保全するよう努める必要があります。また、人工海浜の整備に当たっては、周辺の自然景観との調和に十分配慮することが大切です。

(1) 堤防等

【基準】

形態、意匠及び素材の工夫により、周辺の自然景観との調和に努めるとともに、親水性の確保に配慮すること。

【配慮事項】

- 緩傾斜護岸や人工リーフ、ヘッドランドなど、形態等を工夫し、周辺景観との調和を図る。
 - ・ 緩傾斜護岸やヘッドランドには、自然素材等の活用も有効である。
- 階段式護岸、緑地等の整備を進め、できる限り親水性を確保する。



■ 景観阻害要因となる消波ブロックの代わりに人工リーフを用いることで、周辺景観の保全を図っている



■ 石材を用いた緩傾斜護岸により、海と陸の連続性に配慮されている

(2) 海浜

【基準】

自然海浜は、可能な限り保全に努めるとともに、海浜公園などの人工海浜を整備する場合は、周辺の自然景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 自然海浜は、できる限り保全する。
- 突堤は、必要に応じ自然素材等を用いる。



■自然海浜の保全により、良好な海浜景観を形成している



■人工海浜により魅力的な砂浜が形成されている



■自然石を用いた護岸の整備により、良好な海浜の保全を図っている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

8 公園・緑地

【考え方】

公園・緑地は、県土の豊かな自然を享受できる空間、あるいは、都市の中で身近に緑を感じ、人々が集い憩う空間です。

このため、その整備に当たっては、地域の自然や歴史、文化等の特性を生かすとともに、園内景観の調和や周辺景観との調和により、快適な環境づくりに努める必要があります。

(1) 施設

【基準】

位置、形態、意匠、素材等の工夫により、園内や周辺の景観との調和に努めること。特に、休憩施設、遊具、園路等については、可能な限り地域性のある素材の活用に配慮すること。

【配慮事項】

- 公園・緑地の目的や機能を考慮しつつ、園内や周辺の景観と調和のとれた位置及び規模とする。
- 公園・緑地の目的や機能を考慮しつつ、地域の自然、歴史、文化等の特性を生かしたデザインとする。
- 休憩施設等については、できる限り地場産材を活用する。
- 公園内では、電線類を原則として地中化する。



■都市の中に潤いの空間を創出している



■伝統を生かし、かつ電線類の地中化を図り、自然の景観と調和させている



■園路の舗装、柵を周辺との景観と調和させている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

(2) 駐車場・自転車置場

【基準】

配置等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- 周辺景観との調和を図るため、できる限り目立たないよう配置する。



■ 周辺に植栽を施すとともに、園地より低い位置に造成し目立たないよう配慮している

- 単調で広大な空間とならないよう、小区画毎に植栽ますを設置したり、舗装の色彩を工夫するなど、視覚的な変化をつける。



■ 芝目地舗装により周辺の緑との調和を図っている

- 外周部については、樹木の植栽や生け垣の設置等により視覚的に遮蔽する。



■ 樹木等により視覚的な遮蔽を行っている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

(3) 緑の保全・緑化

【基準】 (第3の3の(2)に準じる。)

- ① 計画地に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。
- ② 植栽に当たっては、自然的条件や周辺景観との調和を考慮し、可能な限り郷土種の使用に努めること。また、地域の特性を踏まえ、季節感や潤いをもたらす花木の活用にも配慮すること。

【配慮事項】

- 地域のシンボルとなるような樹木は保存する。
 - ・ やむを得ない場合は移植に努める。
- 事業実施に際し、支障となる樹木もできる限り保存、移植する。
- 郷土種を積極的に活用する。
 - ・ 市町村のシンボルである樹木等を活用することも考えられる。
- 場所、環境等に応じた適正な樹種を選定する。
- 季節感や潤いをもたらす花木を活用する。



■既存の樹木を保全・活用し、良好な自然景観との調和を図っている



■花により潤いのある空間を創出している



■四季を通じて変化のある華やかな景観

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

9 公共建築物

【考え方】

住民生活に深い関わりを持ち、また地域の核となる施設であることが多い公共建築物は、景観上、地域を代表し、あるいは周辺の建築物等の景観形成を先導する役割を担っています。

このため、公共建築物の整備に当たっては、周辺景観との調和に十分配慮するとともに、特に大規模なものは、地域のシンボルとなるよう努める必要があります。

(1) 建築物本体

①位置、規模、形態及び意匠

【基準】

ア 地域のシンボルとなる山稜^{りょう}近傍地^{りょう}にあつては、主要な視点場からの稜線^{りょう}を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模、形態及び意匠の工夫に努めること。

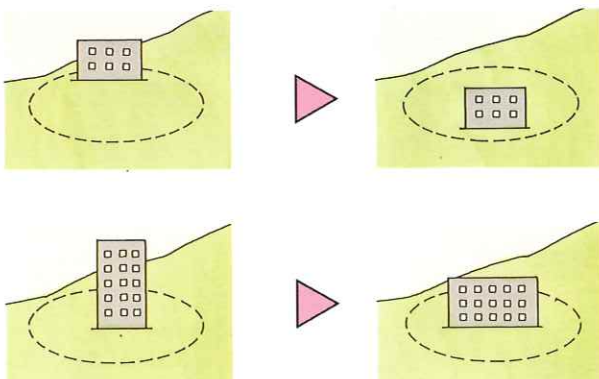
【配慮事項】

- 眺望の妨げとならないよう、稜線^{りょう}を分断する立地を避ける。
- ・ やむを得ず稜線^{りょう}を分断する場合は、特に高さを抑え、横長の形態とする。

※形態^{りょう}と稜線^{りょう}の関係は、一般的に縦長よりも横長の方が調和すると言われている。



■ 背後の山稜線^{りょう}を極力切らぬよう位置及び形態（横長）に配慮している



- 山腹に立地する場合は、ボリューム感を和らげる。

第4 事業別事項

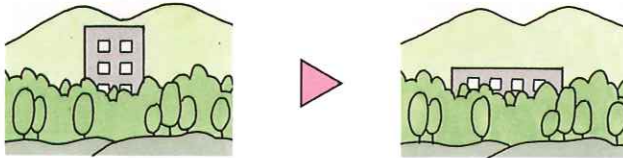
道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

【基準】

イ 優れた自然景観を有する地域では、これと調和するよう、規模、形態及び意匠の工夫に努めること。

【配慮事項】

- 周辺の樹木と調和した高さとする。



■ 勾配屋根が採用され背後の山稜線と調和を図っている

- 稜線を背景とした地域では、屋根の勾配を地域のスカイラインをなしている主要な稜線と調和させる。



■ 背後の山体と調和する形態がとられている

【基準】

ウ 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模、形態及び意匠とするとともに、高層の建築物にあっては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりのある空間を創出するよう努めること。

【配慮事項】

- できる限り道路境界線から後退させ、ゆとりのある空間の創出を図る。
- 建築物が中高層となる場合は、中高層階を後退させ、歩行者に対する圧迫感を軽減する。



■ 建物をセットバックし、植栽を施すことで潤いのある道路空間の形成に寄与している

- 規模の大きい建築物にあっては、大規模な平滑面が生じないように、壁面の分割、陰影処理等により変化やリズムをつける。



■ 意匠を工夫し、素材の形態の変化により壁面が単調にならないよう配慮している

- 高層の建築物などにあつては、敷地内に公開空地を確保し、ポケットパークや緑地として整備する。

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

【基準】

エ 市街地においては、周辺の建築物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置、形態及び意匠とするよう努めること。

【配慮事項】

- 建築物の高さ、壁面線を可能な限り揃え、連続性に配慮する。



- 伝統的建造物のある地域や歴史的町並みが連続する地域では、それらの建築様式を取り入れる。



■ 周辺の建築物との連続性が確保されている



■ 近隣の歴史的町並みに配慮し、歴史的な建物の形態を採用することで周辺との調和を図っている

【基準】

オ 建築物が全体として、まとまりのある形態及び意匠とするよう努めること。

【配慮事項】

- 高架水槽等の屋上設備は、壁面やルーバー等で覆う。
- ・ 露出する場合は、デザインを本体と調和させる。



■屋外階段を組み込み、建築物本体との一体性を確保している

- 屋外階段、ベランダ等は建築物本体と一体化するよう形態等を工夫する。



道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

②色彩

【基準】

ア 周辺景観と調和する色彩を用いるよう努めること。

【配慮事項】

- 高い彩度や極端な明度の色の使用は避ける。
※一般に彩度の高い純色やそれに近い色はけばけばしい印象を与えます。高い明度の色は周辺から浮き上がって見え、極端に明度の低い色は重苦しい雰囲気を与えます。



- 周辺の基調となる色彩との調和を図る。
 - ・自然景観地域や田園・果樹園地域では、彩度を抑え、茶色やベージュ、灰色等の周辺の自然景観となじむ色彩を基調とする。



■落ち着いた色彩により、背景との調和を図っている



■周辺の基調となっている色彩（海）との調和を図っている

【基準】

イ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

【配慮事項】

- 多くの色彩を用いる場合は、色彩相互の調和及び周辺景観との調和を考慮して使用する。
 - アクセント色の使用は、周辺景観との調和を考慮して、使用量を最小限に抑える。
 - ・彩度の高い派手な色を大面積で使用しない。
 - ・にぎわいを演出する商店街等においては、入口や壁面等に部分的かつ効果的に用いる。
- ※一般に、単一色で面積が大きくなると、実際の色より彩度、明度が高く見える効果があります。



■アクセント色を使用し、立面が豊かな表情となっている

③素材

【基準】

ア 周辺景観と調和する素材を採用するよう努めること。

【配慮事項】

- 市街地では周辺の建築物等の質感や量感と調和する素材とする。
- 自然景観を有する地域では、自然素材をできる限り使用する。
 - ・できる限り地場産材を活用する。
 - ・やむを得ない場合は、自然素材に似せたコンクリート材等を使用する。



■地域特産のヒバを使用し、地域の特性を生かすとともに、周辺の自然との調和を図っている

【基準】

イ 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう努めること。

【配慮事項】

- 耐久性や耐候性に優れ、維持管理の容易な素材を使用する。
- 年数とともに風合いを増すような素材を使用する。



■老朽化の目立たない素材を使用している

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

(2) 敷地

【基準】

- ① 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう努めること。特に、住宅地等においては、敷地の周囲は生け垣等により緑化するよう努めること。
- ② 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。

【配慮事項】

- できる限り敷地内部に空地を確保して緑化する。

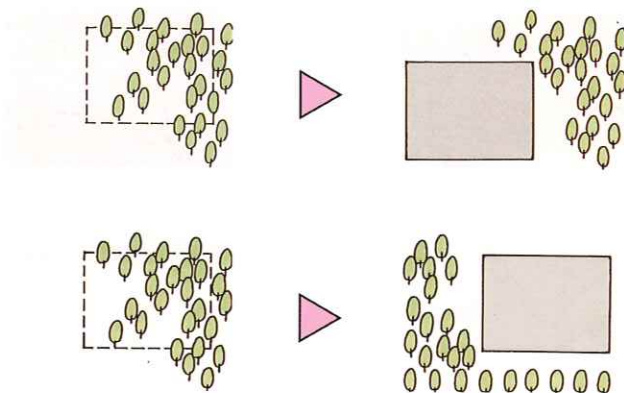


- 道路等に接する部分は、生け垣や樹木により緑化する。



■生け垣により敷地の周囲を緑化している

- 緑化にあっては郷土種を活用する。
- 樹姿又は樹勢が優れた樹木は保存する。
 - ・保存が不可能な場合は、移植し、修景に生かす。



■樹勢の優れた樹木を保存している

(3) その他

【基準】

- ① 建築物本体は、周辺景観との調和に配慮しながら、必要に応じ地域のシンボルとなるよう努めること。

【配慮事項】

- 建築物の位置、用途によっては、地域の特性を踏まえながら、芸術性を加味し、地域のシンボルとなるよう努める。



■芸術性を考慮したデザインにより、地域のシンボルとなっている

【基準】

- ② 一つの敷地に複数の建築物や工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に努めること。

【配慮事項】

- デザインの統一により、全体としてのまとまりを保ちながら、周辺景観との調和を図る。



■施設本体と屋根形態及び色彩の同調により一体的なまとまりのある景観となっている

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

第4 事業別事項

道路

橋りょう

河川・水路

ダム

砂防・治山

港湾・漁港

海岸

公園・緑地

公共建築物

農地・森林

【基準】

- ③ 敷地内は、必要に応じ彫刻、モニュメント等を設置し、魅力的な空間の創出に努めること。

【配慮事項】

- 敷地内のオープンスペースは、できる限り、モニュメント等を設置し、人々に親しまれる空間とする。



■敷地内にモニュメントを設置することにより魅力ある空間を創り出している

【基準】

- ④ 敷地内は、可能な限り電線類の地中化に努めること。

【配慮事項】

- 敷地内では、電線類を原則として地中化する。
- やむを得ない場合は、電柱の美装化やカラー電柱等の使用により目立たなくする。



■電線類の地中化を図り、建築物のデザインが阻害されないよう配慮している

道路
橋りょう
河川・水路
ダム
砂防・治山
港湾・漁港
海岸
公園・緑地
公共建築物
農地・森林

【基準】

- ⑤ 建築物の撤去後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれないよう配慮すること。

【配慮事項】

- 道路等に接する部分に樹木による緑化や木塀の設置などにより、視覚的に遮蔽する。



■建築物の撤去後の跡地の周囲を緑化することにより、周辺景観との調和を図っている

【基準】

- ⑥ 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさを感じられるような景観の形成に努めること。

【配慮事項】

- 建築物までのアプローチに高低差がある場合、スロープ等を設け、高齢者、障害者等に配慮する。
- 住宅団地の整備や公営住宅の建設に当たっては、必要に応じて高齢者等に配慮した住環境を整備する。



■車いすでも建築物へ入れるようスロープを設置している

第4 事業別事項

10 農地・森林

【考え方】

農地・森林は、田園景観や自然景観の骨格をなすものであり、青森らしい景観を構成する重要な要素です。

このため、その整備に当たっては、青森らしい景観を損なうことのないよう配慮する必要があります。

【基準】

農地の整備に当たっては、自然環境に十分留意するとともに、潤いがあり四季を映す田園景観の形成に努めること。また、森林における施業に当たっては、森林景観の連続性を損なわないよう努めること。

【配慮事項】

- ほ場整備を行うに当たっては、潤いのある田園景観の創造を図る。
- 整備済の農地においては、適正に管理を行い、良好な田園景観の誘導を図る。
- 隣接する集落、森林、農道等の他の景観要素との調和を図り、既存の防風林、緑地帯等の緑を景観形成に取り込む。
- 森林においては、複層林施業等により森林景観の連続性を保つ。



■整備水田が適正に管理され、潤いのある田園景観が形成されている



■複層林施業を行い森林景観の連続性に配慮している



■周辺に樹林を残し防風林とするとともに、自然景観の中で目立たないように配慮されている

参考資料

- 1 / 青森県景観条例及び同条例施行規則
- 2 / 青森県景観形成基本方針

1 青森県景観条例及び同条例施行規則

条 例	規 則
青森県景観条例 平成 8 年 3 月 27 日 青森県条例第 2 号	青森県景観条例施行規則 平成 8 年 3 月 27 日 青森県規則第 43 号
目次 第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条） 第 2 章 県の景観形成に関する施策 第 1 節 通則（第 8 条） 第 2 節 景観形成基本方針（第 9 条） 第 3 節 景観形成重点地域に係る景観形成（第 10 条－第 16 条） 第 4 節 景観形成重点地域以外の地域に係る景観形成（第 17 条－第 21 条） 第 5 節 届出対象外物件に係る要請（第 22 条） 第 6 節 公共事業等に係る景観形成（第 23 条・第 24 条） 第 7 節 援助及び啓発（第 25 条－第 28 条） 第 3 章 市町村の景観形成に関する施策（第 29 条・第 30 条） 第 4 章 雑則（第 31 条・第 32 条） 附則 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この条例は、県土の景観形成に関する県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成を図るための特定の行為についての指導並びに県民等に対する援助及び啓発等の施策を講ずることにより、県民にゆとりと潤いをもたらす優れた景観を有する県土の実現を図ることを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において「景観形成」とは、優れた景観を保全し、又は創造することをいう。 （県の責務） 第 3 条 県は、地域の特性を生かし、かつ、調和のとれた県土の景観形成を図るための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。 （市町村の責務） 第 4 条 市町村は、県が実施する景観形成に関する施策と相まって、当該市町村の地域の特性を生かした景観形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。 （県民の責務） 第 5 条 県民は、日常生活における美化に努めるとともに、地域における景観形成に関する活動に参加し、並びに県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。 （事業者の責務） 第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、景観形成のために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。 （景観の日） 第 7 条 県民及び事業者の間に広く県土の景観形成についての関心と理解を深めるとともに、積極的に県土の景観形成に関する活動を行う意欲を高めるため、景観の日を設ける。 2 景観の日は、6 月 1 日とする。 3 県及び市町村は、景観の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この規則は、青森県景観条例（平成 8 年 3 月青森県条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （用語） 第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

条 例	規 則
<p>第2章 県の景観形成に関する施策</p> <p>第1節 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第8条 この章において「特定行為」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物又は規則で定める工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更</p> <p>(2) 木竹の伐採</p> <p>(3) 屋外における物の集積又は貯蔵</p> <p>(4) 鉱物の掘採又は土石の採取</p> <p>(5) 土地の区画形質の変更</p> <p>(6) 水面の埋立て又は干拓</p> <p>2 この章において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>(1) 建築物等でその高さ又は面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築(増築後の高さ又は面積が規則で定める規模を超えることとなるものを含む。)、改築(改築後の高さ又は面積が規則で定める規模を超えることとなるものを含む。)、移転若しくは撤去又は規則で定める規模を超える外観の変更</p> <p>(2) 屋外における物の集積又は貯蔵でその高さ又はその用に供される土地の面積が規則で定める規模を超えるもの</p> <p>(3) 鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの又は当該行為に伴い生ずる法面の高さが規則で定める規模を超えるもの</p> <p>(4) 土地の区画形質の変更で、当該行為に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの又は当該行為に伴い生ずる法面の高さが規則で定める規模を超えるもの</p> <p>(5) 水面の埋立て又は干拓で、当該行為に係る水面の面積が規則で定める規模を超えるもの又は当該行為に伴い生ずる法面の高さが規則で定める規模を超えるもの</p>	<p>(工作物)</p> <p>第3条 条例第8条第1項第1号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) さく、堀、擁壁その他これらに類する工作物</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物(第4号の支持物に該当するものを除く。)</p> <p>(3) 煙突、排気塔その他これらに類する工作物</p> <p>(4) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路(これらの支持物を含む。)</p> <p>(5) 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物</p> <p>(6) 広告板、広告塔その他これらに類する工作物</p> <p>(7) 彫像、記念碑その他これらに類する工作物</p> <p>(8) 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設</p> <p>(9) 自動車庫庫の用に供する立体的施設</p> <p>(10) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(11) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設</p> <p>(12) 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設</p> <p>(大規模行為の規模)</p> <p>第4条 条例第8条第2項第1号の規則で定める建築物等の規模は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物 高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートル</p> <p>(2) 前条第1号に掲げる工作物 高さ5メートル</p> <p>(3) 前条第2号及び第3号に掲げる工作物 高さ13メートル</p> <p>(4) 前条第4号に掲げる工作物 高さ20メートル</p> <p>(5) 前条第5号に掲げる工作物 高さ(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)13メートル</p> <p>(6) 前条第6号に掲げる工作物 高さ(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)13メートル又は表示面積の合計が15平方メートル</p> <p>(7) 前条第7号から第12号までに掲げる工作物 高さ13メートル又は築造面積1,000平方メートル</p> <p>2 条例第8条第2項第1号の規則で定める外観の変更の規模は、建築物等の外観に係る面積の2分の1に相当する面積とする。</p> <p>3 条例第8条第2項第2号の規則で定める規模は、高さ5メートル又は面積1,000平方メートルとする。</p> <p>4 条例第8条第2項第3号から第5号までの規則で定める規模は、土地又は水面の面積にあつては3,000平方メートル、法面の高さにあつては5メートルとする。</p>

1 青森県景観条例及び同条例施行規則

条 例	規 則
<p style="text-align: center;">第2節 景観形成基本方針 (景観形成基本方針)</p> <p>第9条 知事は、県土の景観形成に関する基本方針（以下「景観形成基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 景観形成基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 景観形成に関する基本構想</p> <p>(2) 景観形成を図る上で特に重要と認められる地域に関する基本的な事項</p> <p>(3) 大規模行為に係る景観形成に関する基本的な事項</p> <p>(4) その他景観形成に関する重要な事項</p> <p>3 知事は、景観形成基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、青森県景観形成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 知事は、景観形成基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、景観形成基本方針の変更について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 景観形成重点地域に係る景観形成 (景観形成重点地域の指定)</p> <p>第10条 知事は、次に掲げる地域その他の地域のうち、県土の景観形成を図る上で特に重要と認められる地域を景観形成重点地域として指定することができる。</p> <p>(1) 山岳、高原、海岸、河川、湖沼等の自然景観を有する地域</p> <p>(2) 伝統的町並み、神社、寺院、遺跡等の歴史的遺産又は文化的遺産を有する地域</p> <p>(3) 田園景観を有する地域</p> <p>(4) 都市景観を有する地域</p> <p>2 市町村長は、当該市町村の区域のうち県土の景観形成を図る上で特に重要と認められる地域を景観形成重点地域として指定しよう知事に要請することができる。</p> <p>3 知事は、景観形成重点地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項に規定する景観形成重点地域基本計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。</p> <p>4 知事は、景観形成重点地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る景観形成重点地域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。</p> <p>6 知事は、第4項の縦覧期間満了後、当該景観形成重点地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。</p> <p>7 知事は、景観形成重点地域の指定をするときは、その旨及びその地域を告示しなければならない。</p> <p>8 景観形成重点地域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p> <p>9 第3項前段及び前2項の規定は景観形成重点地域の指定の解除及びその区域の変更について、第3項後段及び第4項から第6項までの規定は景観形成重点地域の区域の拡張について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">(景観形成重点地域の指定等の案の公告)</p> <p>第5条 条例第10条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 景観形成重点地域の名称</p> <p>(2) 景観形成重点地域（区域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域</p> <p>(3) 景観形成重点地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>2 条例第11条第4項において準用する条例第10条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 景観形成重点地域基本計画の決定又は変更の案の概要</p> <p>(2) 景観形成重点地域基本計画の決定又は変更の案の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p style="text-align: center;">(公聴会の開催に係る公示)</p> <p>第6条 知事は、条例第10条第6項（同条第9項及び条例第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公聴会の日 の3週間前までに公示するものとする。</p>

条 例	規 則
<p>(景観形成重点地域基本計画)</p> <p>第11条 知事は、景観形成重点地域の指定をするときは、当該景観形成重点地域の景観形成に関する基本計画（以下「景観形成重点地域基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 景観形成重点地域基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 景観形成のための基本方針</p> <p>(2) 特定行為に係る景観形成のための基準（以下「特定行為景観形成基準」という。）の策定指針</p> <p>(3) その他景観形成のために必要な事項</p> <p>3 知事は、景観形成重点地域基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前条第3項前段及び前項の規定は景観形成重点地域基本計画の廃止及び変更について、同条第4項から第6項までの規定は景観形成重点地域基本計画の決定及び変更について準用する。</p> <p>(特定行為景観形成基準)</p> <p>第12条 知事は、景観形成重点地域基本計画を定めたときは、これに基づき、特定行為景観形成基準を定めなければならない。</p> <p>2 特定行為景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地に関する事項</p> <p>(2) 木竹の伐採の位置、規模、方法等に関する事項</p> <p>(3) 屋外における物の集積又は貯蔵の位置、規模、方法等に関する事項</p> <p>(4) 鉱物の掘採又は土石の採取の位置、規模、方法等に関する事項</p> <p>(5) 土地の区画形質の変更の位置、規模、方法等に関する事項</p> <p>(6) 水面の埋立て又は干拓の位置、規模、方法等に関する事項</p> <p>(7) その他景観形成のために必要な事項</p> <p>3 知事は、特定行為景観形成基準を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 知事は、特定行為景観形成基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、特定行為景観形成基準の廃止及び変更について準用する。</p> <p>(特定行為をする者の責務)</p> <p>第13条 景観形成重点地域において特定行為をする者は、当該特定行為が特定行為景観形成基準に適合するよう努めなければならない。</p>	

1 青森県景観条例及び同条例施行規則

条 例	規 則
<p>(特定行為の届出)</p> <p>第14条 景観形成重点地域において特定行為をしようとする者は、当該特定行為に着手する日の50日前までに、規則で定めるところにより、特定行為の種類、施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>(2) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、景観形成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの</p>	<p>(特定行為の届出)</p> <p>第7条 条例第14条第1項の規定による届出をしようとする者は、特定行為届出書(第1号様式)に、その届出に係る行為の種類に応じ別表に掲げる図面等を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(通常の管理行為又は軽易な行為)</p> <p>第8条 条例第14条第1項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去で当該行為に係る床面積の合計が10平方メートルを超えないもの(新築後、増築後又は改築後において、その建築物の高さが5メートルを超えることとなる場合における当該新築、増築又は改築を除く。)</p> <p>(2) 次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去(増築後又は改築後において、その工作物の高さ又は面積が当該工作物に係るイからホまでに規定する高さ又は面積を超えることとなる場合における当該工作物の増築又は改築を除く。)</p> <p>イ 第3条第1号に掲げる工作物で高さが1.5メートルを超えないもの</p> <p>ロ 第3条第2号から第4号までに掲げる工作物で高さが5メートルを超えないもの</p> <p>ハ 第3条第5号に掲げる工作物で、高さ(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が5メートルを超えないもの</p> <p>ニ 第3条第6号に掲げる工作物で、高さ(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が5メートルを超えず、かつ、表示面積の合計が7平方メートルを超えないもの</p> <p>ホ 第3条第7号から第12号までに掲げる工作物で、高さが5メートルを超えず、かつ、築造面積が10平方メートルを超えないもの</p> <p>(3) 建築物等の外観の変更で当該行為に係る面積の合計が10平方メートルを超えないもの</p> <p>(4) 建築物等の改築で外観の変更を伴わないもの</p> <p>(5) 仮設の建築物等で存続期間が90日を超えないものの新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更</p> <p>(6) 次に掲げる木竹の伐採</p> <p>イ 高さが5メートルを超えず、かつ、伐採面積が300平方メートルを超えない木竹の伐採</p> <p>ロ 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</p> <p>ハ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p> <p>(7) 次に掲げる屋外における物の集積又は貯蔵</p> <p>イ 集積され、又は貯蔵される物の高さが1.5メートルを超えず、かつ、その用に供される土地の面積が100平方メートルを超えない物の集積又は貯蔵</p> <p>ロ 集積又は貯蔵の用に供する土地の使用期間が90日を超えない場合の当該土地における物の集積又は貯蔵</p> <p>ハ 集積され、又は貯蔵された物を外部から見通すことができない場所での物の集積又は貯蔵</p> <p>(8) 鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為に係る土地の面積が300平方メートルを超えず、かつ、当該行為に伴い生ずる法面の高さが1.5メートルを超えないもの</p> <p>(9) 土地の区画形質の変更で、当該行為に係る土地の面積が300平方メートルを超えず、かつ、当該行為に伴い生ずる法面の高さが1.5メートルを超えないもの</p> <p>(10) 水面の埋立て又は干拓で、当該行為に係る水面の面積が300平方メートルを超えず、かつ、当該行為に伴い生ずる法面の高さが1.5メートルを超えないもの</p>

条 例	規 則
<p>(3) 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、景観形成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの</p>	<p>(法令に基づく許可等を要する行為)</p> <p>第9条 条例第14条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項又は第80条第1項の規定による許可及び同法第43条の2第1項、第56条の13第1項又は第80条の3第1項の規定による届出に係る行為 (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条第1項又は第15条（同法第18条第2項の規定により適用がある場合及び同法第18条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による届出及び同法第10条の2第1項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による許可に係る行為 (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可に係る土地区画整理事業の施行に係る行為 (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第2項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による許可に係る行為 (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第14条第3項又は第15条第3項の規定による認可、同法第17条第3項又は第18条第3項の規定による許可及び同法第20条第1項の規定による届出に係る行為 (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項の規定による届出に係る行為で知事が指定するもの (7) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項の規定による許可及び同法第28条第1項の規定による届出に係る行為 (8) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成11年法律第71号）第6条第4項に規定する特定認定に係る同条第1項に規定する森林保健機能増進計画に従って行う行為 <p>(公共団体又は公共的団体)</p>
<p>(4) 国、地方公共団体又は規則で定める公共団体若しくは公共的団体が行う行為</p>	<p>第10条 条例第14条第1項第4号及び第24条第2項の規則で定める公共団体又は公共的団体は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 簡易保険福祉事業団 (2) 環境事業団 (3) 雇用促進事業団 (4) 住宅・都市整備公団 (5) 森林開発公団 (6) 石油公団 (7) 地域振興整備公団 (8) 日本下水道事業団 (9) 日本国有鉄道精算事業団 (10) 日本鉄道建設公団 (11) 日本道路公団 (12) 農用地整備公団 (13) 労働福祉事業団 (14) 青森県土地開発公社 (15) 青森県道路公社 (16) 青森県住宅供給公社 (17) 社団法人青森県農村開発公社 (18) 社団法人青森県肉用牛開発公社 (19) 財団法人青森県造林公社 (20) 財団法人青森県フェリー埠頭公社 21 市町村土地開発公社 22 土地改良区及び土地改良区連合

1 青森県景観条例及び同条例施行規則

条 例	規 則
<p>(5) 景観形成重点地域が指定され、又はその地域が拡張された際、当該指定又は拡張に係る地域内において着手している行為又は当該指定若しくは拡張の日から起算して50日以内に当該指定若しくは拡張に係る地域内において着手する行為</p> <p>(6) その他規則で定める行為</p>	<p>(規則で定める行為)</p> <p>第11条 条例第14条第1項第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 青森県立自然公園条例（昭和36年10月青森県条例第58号）第7条第3項の規定による認可、同条例第10条第3項の規定による許可及び同条例第12条第1項の規定による届出に係る行為</p> <p>(2) 青森県自然環境保全条例（昭和48年7月青森県条例第31号）第17条第4項の規定による許可及び同条例第19条第1項、第24条第1項又は第30条第1項の規定による届出に係る行為</p> <p>(3) 青森県屋外広告物条例（昭和50年12月青森県条例第45号）第6条、第7条第4項若しくは第5項又は第10条の規定による許可に係る行為</p> <p>(4) 青森県文化財保護条例（昭和50年12月青森県条例第46号）第18条第1項又は第42条第1項の規定による許可及び同条例第19条第1項（同条例第43条において準用する場合を含む。）又は第32条第1項の規定による届出に係る行為</p> <p>(5) 景観形成に関する市町村の条例等（文化財保護法第83条の3第1項又は第2項の規定に基づく市町村の条例を含む。）の規定により、許可、認可、届出等を要する行為で知事が指定するもの</p> <p>(6) 法令等又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>(7) 農業、林業又は漁業を営むために行う木竹の伐採又は土地の区画形質の変更</p> <p>(8) 専ら地盤面下又は水面下において行う行為</p>
<p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る特定行為に着手する日の50日前までに、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、次条の規定による指導又は勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。</p>	<p>(特定行為の変更の届出)</p> <p>第12条 条例第14条第2項の規則で定める事項は、特定行為の施行方法、着手予定日及び場所のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同項第1号から第3号まで、第5号又は第6号の行為に該当することとなるもの以外のものとする。</p> <p>2 条例第14条第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、特定行為変更届出書（第1号様式）に、第7条に規定する図面等のうち当該変更に係るものを添付して知事に提出しなければならない。</p>
<p>3 知事は、前2項の規定による届出（以下「特定行為届」という。）をすべき者が特定行為届をしないで特定行為に着手したときは、その旨を公表することができる。</p>	

条 例	規 則
<p>(特定行為に係る指導等)</p> <p>第15条 知事は、特定行為届があった場合において、当該特定行為届に係る特定行為が特定行為景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該特定行為届をした者に対し、書面により、当該特定行為を特定行為景観形成基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p> <p>2 前項の規定による指導は、特定行為届があった日から起算して30日以内に行わなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わない場合において、景観形成を図る上で著しい支障があると認めるときは、書面により、当該指導に従うよう勧告することができる。</p> <p>4 前項の規定による勧告は、特定行為届があった日から起算して60日以内に行わなければならない。</p> <p>5 知事は、第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>6 知事は、第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。この場合においては、前項の意見又は意見書の内容を審議会に報告しなければならない。</p> <p>7 知事は、第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。</p> <p>(無届特定行為に係る措置)</p> <p>第16条 知事は、特定行為届をしないで特定行為に着手した者（以下「無届特定行為者」という。）に対し、当該特定行為の種類、施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、前項の報告等により無届特定行為者に係る特定行為が特定行為景観形成基準に適合しないことが明らかになった場合において、景観形成を図る上で著しい支障があると認めるときは、当該無届特定行為者に対し、書面により、当該特定行為を特定行為景観形成基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>3 前条第5項及び第6項の規定は前項の規定による勧告をしようとする場合について、同条第7項の規定は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合について準用する。</p>	<p>(特定行為に係る適合の通知)</p> <p>第13条 知事は、条例第14条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定行為が特定行為景観形成基準に適合していると認めるときは、条例第15条第2項の期間内に、当該届出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(弁明の機会の付与に係る通知)</p> <p>第14条 知事は、条例第15条第5項（条例第16条第3項、第20条第3項及び第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えようとするときは、あらかじめ、その者に対し、口頭による意見陳述の日時、場所等又は意見書の提出期限、提出先等を書面により通知するものとする。</p> <p>(代理人)</p> <p>第15条 前条の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2 代理人は、各自、当事者のために口頭で意見を述べ、又は意見書を提出するための一切の行為をすることができる。</p> <p>3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。</p> <p>4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事に届け出なければならない。</p>

1 青森県景観条例及び同条例施行規則

条 例	規 則
<p>第4節 景観形成重点地域以外の地域に係る景観形成 (大規模行為が景観形成基準)</p> <p>第17条 知事は、景観形成重点地域以外の地域における大規模行為に係る景観形成のための基準（以下「大規模行為が景観形成基準」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 大規模行為が景観形成基準には、大規模行為に係る第12条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>3 知事は、大規模行為が景観形成基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 知事は、大規模行為が景観形成基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、大規模行為が景観形成基準の変更について準用する。 (大規模行為をする者の責務)</p> <p>第18条 景観形成重点地域以外の地域において大規模行為をする者は、当該大規模行為が大規模行為が景観形成基準に適合するよう努めなければならない。 (大規模行為の届出)</p> <p>第19条 景観形成重点地域以外の地域において大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為に着手する日の50日前までに、規則で定めるところにより、大規模行為の種類、施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、第14条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る大規模行為に着手する日の50日前までに、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、次条の規定による指導又は勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。</p> <p>3 知事は、前2項の規定による届出（以下「大規模行為届」という。）をすべき者が大規模行為届をしないで大規模行為に着手したときは、その旨を公表することができる。 (大規模行為に係る指導等)</p> <p>第20条 知事は、大規模行為届があった場合において、当該大規模行為届に係る大規模行為が大規模行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該大規模行為届をした者に対し、書面により、当該大規模行為が大規模行為が景観形成基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p> <p>2 前項の規定による指導は、大規模行為届があった日から起算して30日以内にならなければならない。</p> <p>3 第15条第3項から第7項までの規定は、第1項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わない場合について準用する。 (無届大規模行為に係る措置)</p> <p>第21条 知事は、大規模行為届をしないで大規模行為に着手した者（以下「無届大規模行為者」という。）に対し、当該大規模行為の種類、施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、前項の報告等により無届大規模行為者に係る大規模行為が大規模行為が景観形成基準に適合しないことが明らかになった場合において、景観形成を図る上で著しい支障があると認めるときは、当該無届大規模行為者に対し、書面により、当該大規模行為が大規模行為が景観形成基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>3 第15条第5項及び第6項の規定は前項の規定による勧告をしようとする場合について、同条第7項の規定は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合について準用する。</p>	<p>(大規模行為の届出)</p> <p>第16条 条例第19条第1項の規定による届出をしようとする者は、大規模行為届出書（第2号様式）に、その届出に係る行為の種類に応じ別表に掲げる図面等を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(大規模行為の変更の届出)</p> <p>第17条 条例第19条第2項の規則で定める事項は、大規模行為の施行方法、着手予定日及び場所のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が条例第14条第1項第1号から第3号まで又は第6号の行為に該当することとなるもの以外のものとする。</p> <p>2 条例第19条第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、大規模行為変更届出書（第2号様式）に、前条に規定する図面等のうち当該変更に係るものを添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(大規模行為に係る適合の通知)</p> <p>第18条 知事は、条例第19条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る大規模行為が大規模行為が景観形成基準に適合していると認めるときは、条例第20条第2項の期間内に、当該届出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。</p>

条 例	規 則
<p>第5節 届出対象外物件に係る要請 (届出対象外物件に係る要請)</p> <p>第22条 知事は、県土の景観形成を図る上で著しい支障があると認められる建築物等、木竹の伐採跡地、屋外に集積され、又は貯蔵された物その他の物件(特定行為届をすべき特定行為又は大規模行為届をすべき大規模行為に係るものを除く。)の所有者又は管理者に対し、景観形成重点地域に存する物件にあっては特定行為景観形成基準に、景観形成重点地域以外の地域に存する物件にあっては大規模行為景観形成基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう要請することができる。</p> <p>第6節 公共事業等に係る景観形成 (公共事業景観形成基準)</p> <p>第23条 知事は、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準(以下「公共事業景観形成基準」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 公共事業景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 公共事業に共通して景観形成のために留意すべき事項 (2) 公共事業の種類に応じて景観形成のために留意すべき事項 (3) その他公共事業に係る景観形成に関し必要な事項</p> <p>3 知事は、公共事業景観形成基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 (公共事業景観形成基準の遵守等)</p> <p>第24条 県は、公共事業景観形成基準を遵守するものとする。</p> <p>2 知事は、国、他の地方公共団体並びに規則で定める公共団体及び公共的団体に対し、公共事業景観形成基準に準拠して土木その他の建設事業を実施するよう要請するものとする。</p> <p>第7節 援助及び啓発 (援助)</p> <p>第25条 県は、市町村の景観形成に関する施策の策定及び実施について、助成その他の援助の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、県民及び事業者が行う景観形成に関する活動について、助成その他の援助の措置を講ずるよう努めるものとする。 (景観形成住民協定)</p> <p>第26条 知事は、一定の地域の住民が当該地域の景観形成に関する協定を締結した場合において、当該協定が景観形成を図る上で特に有益であると認めるときは、これを認定し、及び公表することができる。 (ふるさと眺望点)</p> <p>第27条 知事は、県土の優れた景観を眺望できる地点をふるさと眺望点として指定することができる。</p> <p>2 市町村長は、当該市町村の区域のうち県土の優れた景観を眺望できると認められる地点をふるさと眺望点として指定するよう知事に要請することができる。</p> <p>3 県は、ふるさと眺望点が県民によって広く利用されるよう、その紹介等に努めるものとする。 (啓発)</p> <p>第28条 県は、前2条に定めるもののほか、県民及び事業者の県土の景観形成についての関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	

1 青森県景観条例及び同条例施行規則

条 例	規 則
<p>第3章 市町村の景観形成に関する施策 (市町村景観形成基本方針)</p> <p>第29条 市町村は、景観形成基本方針に準じ、当該市町村の地域の特性を生かした景観形成に関する基本方針（以下「市町村景観形成基本方針」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、市町村景観形成基本方針に沿った景観形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。 (啓発)</p> <p>第30条 市町村は、住民及び事業者の景観形成についての関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	

条 例	規 則
<p>第4章 雑則 (市町村の条例との調整)</p> <p>第31条 市町村が景観形成に関する条例を制定している場合において、知事が当該条例の適用により県土の景観形成を図る上で支障が生ずるおそれがないと認めて指定した地域（以下「市町村条例適用地域」という。）については、第2章第3節又は第4節の規定は、適用しない。</p> <p>2 知事は、市町村条例適用地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。</p> <p>3 市町村条例適用地域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p> <p>4 前2項の規定は、市町村条例適用地域の廃止及び変更について準用する。 (施行事項)</p> <p>第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(届出)</p> <p>第19条 条例第14条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3号様式により知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</p> <p>(2) 特定行為又は大規模行為をとりやめたとき。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第20条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、行為地を管轄する市町村長を経由して提出するものとする。この場合において、2以上の市町村の区域にまたがる事項に係る書類については、その事項が主として関係する土地を管轄する市町村長を経由して提出するものとする。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により提出された書類について形式上の要件を確認の上、必要があるときは意見を付し、これを知事に送付するものとする。</p> <p>(公表等の方法)</p> <p>第21条 条例及びこの規則の規定による公表、公告、告示、指定及び公示は、青森県報に登載して行うものとする。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第18条から第21条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 第19条の規定の施行の際着手している第8条第2項各号に掲げる行為及び第19条の規定の施行の日から起算して50日以内に着手する当該行為については、同条の規定は、適用しない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>附 則 この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p>

2 青森県景観形成基本方針

青森県景観形成基本方針

(平成8年11月27日公表)

今日、人々は、生活のゆとりや潤い、人を思いやる心、美的な感性など豊かな人間性の回復を求めています。

優れた景観は、快適な生活環境を創出し、県民に郷土への誇りと愛着をはぐくみ、さらには次代を担う子供の情操を育ててくれるものであり、これからの時代には欠くことのできない重要な要素です。また、地域の個性づくり、魅力向上を通じ、地域の活性化にも役立つものです。

幸い、本県は、四季が表情豊かに移りゆき、緑豊かな山脈（やまなみ）、清らかな水のおふれる川や湖、変化に富んだ海岸線などの美しい自然の景観を有しています。また、遠い縁（えにし）の優れた歴史的・文化的遺産、独特な田園や町並みなど、先人がたゆまぬ努力によって創り、受け継いできた景観にも恵まれています。

景観は、地域の文化の表れであり、人々の営みにより変化していくものです。

次の世代に誇りを持って、このすばらしい県土を引き継ぐためには、今に生きる私たち一人一人が、青森の景観の良さを見つめ直し、これを守り、また、利便性や開発との調和を図りながら、新たに優れた景観を創り上げていくよう努力していくことが大切です。

ここに、県民が心を合わせ、青森らしい、優れた景観を守り、育て、創り上げていくため、青森県景観形成基本方針を定めます。

第1 景観形成に関する基本構想

1 景観形成の基本目標

(1) 青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成

本県は、広大な平たん地や柔らかな稜線の山脈等から構成される地形を有し、明確な四季と、豊かな緑や水、さらにはこれらを基盤とし長い時間の中で培われた個性豊かな文化に恵まれています。

県民の郷土愛をはぐくみ、訪れる人々にとっての魅力を高めるため、このような地形や気候、植生、文化など地域の景観資源を活用し、青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成を図ります。

(2) 快適で活気に満ちた景観の形成

目指すべき優れた景観は、県民に精神的な豊かさを実感させるものであり、単に視覚的に美しいだけでなく、地域社会の活力の源泉や高い生活水準の証左ともなります。

このため、機能と美、にぎわいと落ち着き、開発と保全などの調和に配慮して、快適で活力のある景観の形成を図ります。

(3) 「人にやさしい」景観の形成

精神的な豊かさを実感できる安らぎある福祉社会を実現するためには、「見える環境」である景観からも、豊かな人間性が感じられる必要があります。

このため、高齢者、障害者等も含め、県民が等しく安心、安全を感受できるような、温もりのある、人にやさしい景観の形成を図ります。

2 景観形成を進めるに当たった基本的な考え方

(1) 保全、創造、育成の面からの景観形成の推進

優れた景観は、地域の共有財産であるとの認識に立ち、既にある人々に親しまれている景観の保全に努め、将来にわたって継承していくとともに、積極的に優れた景観の創造に努めていきます。

また、既にある景観を生かしながらより良い景観に成長させていくという育成の視点を持つことも重要です。

(2) 県、市町村、県民及び事業者の積極的な参加による景観形成の推進

景観形成は、県、市町村、県民及び事業者のそれぞれの主体が役割に応じ、積極的にこれに参加し、協力し合うことにより初めて実現できる共同行為です。

このため、県及び市町村は、自ら景観形成の先導的役割を果たすとともに、県民及び事業者が、景観の重要性を認識し、身近なところから自主的に景観形成に取り組みやすい環境を整えていきます。

(3) 総合的、長期的な景観形成の推進

景観は、自然的要素と人為的要素によって構成され、県、市町村、

県民及び事業者の様々な営みにより、長い時間の中で形づくられます。

このため、景観形成は、それぞれの主体が役割を分担しつつ、相互に連携、調整を図り総合的に行うとともに、望ましい地域づくりの在り方を踏まえ、長期的な観点から進めます。

第2 景観形成を図る上で特に重要と認められる地域に関する基本的な事項

1 景観形成重点地域の指定に関する事項

景観形成重点地域の指定に当たっては、次の事項を考慮します。

- (1) 原則として共通の景観特性を有し、一定の広がりを持つ地域であること。
 - (2) 景観形成に関し、関係市町村や地域住民により、十分な合意が形成され、かつ、積極的な取組が期待される地域であること。
 - (3) 景観特性、景観資源等の著しい変化が予想されるなど、景観形成に緊急性を有すると認められる地域であること。
- ##### 2 景観形成重点地域における景観形成の推進に関する事項
- 景観形成重点地域では、次の事項を考慮し、地域の特性を生かした優れた景観を重点的かつ先導的に形成していきます。
- (1) 地域の景観特性、景観資源、主要な視点場等の実態を踏まえて、景観形成の方向を明らかにし、これに即して景観形成重点地域基本計画及び特定行為景観形成基準を策定すること。
 - (2) 景観形成重点地域基本計画及び特定行為景観形成基準を策定するに当たっては、関係市町村、地域住民等の意向を十分踏まえること。
 - (3) 届出に対する指導は、特定行為景観形成基準に基づき行うとともに、勧告・公表制度の適正な運用を図ること。
 - (4) 特定行為の計画段階において景観への配慮が行われるよう、関係団体等との十分な連携を図りながら、啓発及び事前指導を徹底すること。
 - (5) 公共事業等の実施に当たっては、景観形成重点地域基本計画及び特定行為景観形成基準に十分配慮するとともに、特に先導的な景観形成に努めること。

第3 大規模行為に係る景観形成に関する基本的な事項

大規模行為は景観に大きな影響を与えるものであるため、周囲の自然や町並み等と調和させることが必要です。このため、大規模行為については、次の事項を考慮し、景観形成重点地域以外の県土全域を対象に、積極的に優れた景観を形成していきます。

- (1) 届出に対する指導は、大規模行為景観形成基準に基づき行うとともに、勧告・公表制度の適正な運用を図ること。
- (2) 大規模行為の計画段階において景観への配慮が行われるよう、関係団体等との十分な連携を図りながら、啓発及び事前指導を徹底すること。
- (3) 市町村の景観形成基本方針、景観形成住民協定等に配慮すること。

第4 その他景観形成に関する重要な事項

1 公共事業等による景観形成の推進

公共の道路、橋、建築物等は、不特定多数の人の目に触れるものであるとともに、大規模なものや地域の景観の骨格を形成する基盤となるものが多く、県土の景観を構成する重要な要素であることから、公共事業等の実施に当たっては、次の事項を考慮して、景観形成の先導的な役割を果たします。

- (1) 公共事業景観形成基準に従い、安全性、機能性の確保を基本としつつ、周辺の景観と調和するとともに、高齢者、障害者等にも配慮した人にやさしい施設づくりを行うこと。
- (2) 市町村の景観形成基本方針、景観形成住民協定等に配慮すること。

2 援助及び啓発の実施

景観形成には県民及び事業者の自主的、主体的な活動が重要であり、これを促すため次のような取組を行います。

(1) 援助に関する基本的な事項

市町村の景観形成に関する施策や県民等の自発的な景観形成活動には、専門的・技術的な知識や判断、工夫を必要とするため、市町村や県民等に対して財政的、技術的な援助及び情報の提供に努めます。

(2) 啓発に関する基本的な事項

県民及び事業者の間に広く県土の景観形成についての関心と理解を深めるとともに、積極的に県土の景観形成に関する活動を行う意欲を高めるため、次に掲げる取組を推進するよう努めます。

- ① 県及び市町村は、「景観の日」には、県民等が広く参加できる事業を実施すること。
- ② 景観形成住民協定の締結を促進するため、その紹介等を行うこと。
- ③ 「ふるさと眺望点」が青森らしい景観、地域らしい景観を実感できる場として親しまれるようその紹介等を行うこと。
- ④ 県及び市町村は、景観形成に関する広報活動を積極的に行うとともに、シンポジウムや研修会等を開催すること。
- ⑤ 子供たちの景観に対する関心を高めていくため、学校教育等との連携を図りながら、景観形成に関する学習の機会を提供すること。
- ⑥ 県民が、景観に関するボランティア活動を容易に行えるような仕組みをすること。
- ⑦ 青森らしい緑を生かした景観が実現されるよう、生け垣等を活用した緑化の必要性を啓発すること。

3 市町村の景観形成に関する施策の促進

景観形成を推進していくためには、地域に根ざした地道な取組が肝要であり、地域の実情に即した市町村の景観形成施策を積極的に促し、必要な指導、助言を行います。

4 景観形成に関する法令等の活用

自然景観や都市景観に関する法令等は、自然公園法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等多岐にわたっています。これらの法令等に基づく景観形成に関する施策については、景観条例や他法令等との調整を図りながら、景観形成の観点に立った適正かつ効果的な運用を行い、総合的に景観形成を推進します。

青森県公共事業景観形成基準

発行：平成9年3月

青森県企画部企画調整課

〒030-70 青森県青森市長島1丁目1-1

電話 0177-22-1111

印刷：青森コロニー印刷

※景観形成業務は、平成9年4月より環境生活部生活文化課景観班で所管します。